

総 基 料 第 6 2 号
平成 30 年 3 月 22 日

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 山村 雅之 殿

総務省総合通信基盤局長
渡辺 克也

網終端装置における接続に関し他事業者に請求している金額
に関する見解等の提出について（依頼）

標記について、平成29年12月18日付け東相制第17-00083号で貴社から申請のあつた接続約款の変更に関する件に係る意見募集・再意見募集に対し提出された意見及び再意見を契機として、貴社において他事業者（貴社の設置する第一種指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者をいう。以下同じ。）に対して「C型」、「C-20型」等の呼び名で周知し説明をしているいわゆる「網終端装置メニュー」について確認したところ、次の運用実態が認められた。

- ① 「網終端装置メニュー」により他事業者に請求している金額は、貴社の認可接続約款等（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第33条第9項に規定する認可接続約款等をいう。以下同じ。）において設定する網改造料である「IP通信網終端装置に協定事業者と接続（略）のためのインターフェースを付与する機能」（※1）の接続料とされていること。
- ② 「網終端装置メニュー」においては「C型」、「C-20型」等で異なる額が設定されているが、これに対応する設備は同一種類のIP通信網終端装置であり、インターフェースの帯域等の技術的仕様も全て同一であるところ、貴社が自らの判断で設定する、既存装置における次の装置の増設が可能となる基準（※2）が異なることを理由に異なる金額が設定され、請求されていること（※3）。

※1 認可接続約款等 料金表 第1表 第2 1-1(53)アの機能。以下「本件機能」という。

※2 既に設置されているIP通信網終端装置に接続するセッションの数がそれを超えると他事業者の要望により次のIP通信網終端装置を増設できることとなる値をいう。

※3 「C型」、「C-20型」及び「C-50型」の間のほか、「A型」及び「A-20型」の間並びに「B型」及び「B-1型」の間でそれぞれ同様の実態（同一の装置について異なる額の設定・請求）が認められた。これらを以下「本件網終端装置メニュー」という。

これらの実態について、第一種指定電気通信設備との接続の業務に関し不当な運営が行われていないかとの観点から、請求金額の適切性、特に認可接続約款等の規定との異同について貴社の見解等を確認する必要があるため、4月5日（木）までに、下記の各質問に対する回答を文書により提出されたい。

なお、同観点を踏まえた対応のため必要な場合は、回答内容について、非公表とすることにつき正当な理由がある部分を除き公表することがあるので、非公表を希望する部分がある場合は、当該部分を理由とともに明示されたい。

記

1. 本件機能の接続料として、対応する設備が同一種類のIP通信網終端装置であってインターフェースの帯域等の技術的仕様も全て同一であるにもかかわらず、本件網終端装置メニューの内容によって、異なる額を設定し、請求することに関する認可接続約款等における根拠
2. 接続協定（電気通信事業法第33条第9項の協定をいう。以下同じ。）において
 1. の回答内容以外に関係する規定又は根拠がある場合には、その具体的な内容
3. 1. 及び2. により回答した内容に照らし、本件網終端装置メニューにより請求した金額が認可接続約款等及び接続協定の規定に適合していたと考える場合には、その旨及びその具体的・客観的な根拠（適合していなかったと考える場合にはその旨）
4. その他、①及び②の運用実態が適切であったと考える理由（適切であったと考える場合であって1. から3. までの回答以外に理由があるとする場合）

以上